

◎新潟県告示第1371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市船見公共下水道

3 事業施行期間

昭和27年12月1日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年建設省告示第763号、昭和50年新潟県告示第1003号、昭和56年新潟県告示第945号、昭和60年新潟県告示第3142号、平成5年新潟県告示第568号、平成8年新潟県告示第204号、平成11年新潟県告示第1378号及び平成18年新潟県告示第558号の事業地から海辺町、山田町、船見町、雲雀町、宝町、窪田町、入船町通、附船町、忠蔵町、浮洲町、東入船町、稻荷町、舩川岸町、田町、元下島町、菅根町、夕栄町、東受地町、西受地町、寄合町、寺山町、栄町、寿町、元祝町、祝町、横七番町通、横六番町、曙町、寄附町、翁町、四ッ屋町、赤坂町、鳥帽子町、田中町、西船見町西堀前通、早川町、本町通、東堀通、東堀前通、古町通、上大川前通、緑町、魁町、西湊町、豊照町、船場町、芳町、見方町、相生町、北毘沙門町、南毘沙門町、下大川前通、礎町、新島町通、雪町、月町、花町、秣川岸町、並木町、東廐島町、西廐島町、住吉町、南多門町、北多門町、北浜通、南浜通、東大畑町、中大畑町、二葉町、西大畑町、寄居町、西中町、南横堀町、礎町通上1ノ町、西堀通、営所通、下旭町、東中通、寺裏通、旭町通、学校裏町、医学町並びに学校町通を削り、中央区柳島町3丁目、川端町5丁目、一番堀通町、船見町1丁目、山田町2丁目、入船町4丁目並びに海辺町1番町とする。

(2) 使用の部分

新潟市中央区一番堀通町、川端町5丁目、柳島町3丁目及び入船町4丁目地内並びに緑町から礎町通5ノ町まで、柳島町3丁目から本間町2丁目まで、山田町2丁目から山田町1丁目まで、山田町1丁目から柳島町3丁目まで及び一番堀通町から新島町通4ノ町までの区間内を加える。